

1 休業損害

受傷のため休業したことによる損害です。被害者が給与所得者、事業所得者、会社役員、専業主婦などの家事従事者、失業者や学生などの無職者のいずれであるかにより、金額が異なります。一般的には次のとおりです。

- 給与所得者の場合

事故前の収入を基礎として、受傷による休業により生じた現実の収入減少額です。

- 事業所得者の場合

現実の収入減少額です。

- 会社役員の場合

労務提供の対価相当額です。

- 専業主婦の場合

女性労働者の全年齢平均賃金を基礎として、受傷のために家事労働に従事できなかった期間について算出した金額です。

- 失業者の場合

労働能力、労働意欲、就労の蓋然性があれば、平均賃金より低い金額を基礎として算出した金額です。

- 学生の場合

収入がある場合や就職遅れがある場合を除き原則としては認められません。

※事案により全てが認められるわけではありません。